



監査告示第15号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年11月10日に実施した定期監査（工事監査）結果を別紙のとおり公表する。

令和2年12月24日

宇佐市監査委員 佐藤博美

宇佐市監査委員 井本裕明

令和2年度第5回定期監査（工事監査）結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査（工事監査）

2. 監査の概要

(1) 監査の期間 令和2年10月12日～令和2年12月8日

（実地検査 令和2年11月10日）

(2) 監査対象課 安心院支所 産業建設課

(3) 監査対象工事 令和元年度宇水尾立地区配水池築造工事

(4) 監査の着眼点

1) 事業の必要性、2) 設計の合理性、3) 積算の根拠性、4) 工事契約の
合規性、5) 工事監理の適切性、6) 工事の安全性確保を主眼として実施し
ました。

3. 監査の方法

実施にあたっては、監査委員出席のもと対象工事の関係職員から説明を聴取し
書類の審査を行うとともに、現地調査を行いました。

なお、工事の専門的知識を補完するため特定非営利活動法人西日本建設技術ネ
ットに技術調査を委託し、技術士の派遣を求めその意見を参考
としました。

4. 監査の結果

特定非営利活動法人西日本建設技術ネットより派遣された技術士から別紙の
とおり工事技術調査結果報告書の提出がありましたので、これに基づき総合して
検討を行いました。

その結果、令和元年度宇水尾立地区配水池築造工事については、おおむね適正
に執行されているものと認められました。

なお、所見及び要望事項については、以下のとおりです。

- (1) 配水池の選定については、施工性や実績を考慮すると「ステンレスタンク」
を選定したことは妥当な選択ではあるが、設計段階で「RC 構造物」と、「PC タ
ンク」との比較検討のうえ、合理的な観点から選定を行うよう努めてください。
- (2) 設計書の摘要欄において算出根拠および、根拠が記載されている箇所を詳しく
表記し、チェックをスムーズに行えるよう、整備を心がけてください。

- (3) 積算数量については、土木工事標準積算基準書の数値基準に合わせ、積算単価については、整数で表す等基本的な表記を心がけてください。
- (4) 今回行われた基礎工法である「深層混合処理工法」では、施工計画書により工事の施工管理、工程管理、品質管理がなされたが、同様に「ステンレス製配水池」築造工及び「水道排水用ポリエチレン管」配管工についても、施工計画書により工事監理されるよう努めてください。